

【北野松梅院文書】 山城 一一〇七

北野宮寺雜掌申加州福田庄代官職事、去々年以來狩野大炊助相拘之處、神用有名無實之條、如元可爲社家直務之上者、年主以下嚴密可沙汰渡社家代之段、可被相觸當庄門徒へも被仰出候也。仍執達如件。

大永元年十一月十六日

貞 運 在判  
長 俊 在判

本願寺雜掌

大永二年 壬子 紀元二一八二

六月十一日。幕府、山城妙音寺景繕の弟子等が同寺領能美郡湯谷村の内を沽却するを停め、景繕に之を還付す。

【南禪寺文書】 山城 一一〇八

妙音寺景繕首座申當寺領加州能美郡湯谷村内所々散在田地事、先御代畠山式部少輔被官人細木原四郎左衛門掠申押領之條、就敷申之、去永正十三年雖被成御下知、其以

後令、逐電景繕之旨式部少輔申掠之刻、景繕弟子・同宿等

相語式部少輔、或號塔頭分田地、或稱彼等進止之地、寺領所々田畠其外僧房雜具以下、悉令賣之云々。絶常篇者哉。所詮於彼同宿等沽却分者被弃破之、如元被返付景繕之段、宜被存知之由被仰出候也。仍執達如件。

大永二年六月十一日

貞 興 在判  
長 廣 在判

南禪寺雜掌

(妙音寺は、永正十三年七月十一日の條に載せたる如く天龍寺末にして、天龍寺は南禪寺の支配に屬す。)

七月廿五日。石川郡白山宮物長吏澄明、同宮莊嚴講所新入衆を舉達す。

【白山比咩神社文書】 石川郡 一一〇九

白山寺莊嚴講所 新入衆事 □□坊

式部卿公

右依恒例令舉達之處如件。

大永二 七月廿五日 惣長吏法印澄明 在判

一和尙御房

大永三年 癸未 紀元二一八三

三月八日。本願寺實如、江沼・能美二郡の門徒に、一味同心すべきことを勸む。

【興善寺文書】 能美郡 一一一〇

將又二千疋難有悅入候。

其國みだれがわ敷よし聞及候間、去年以若松を申下候つる。取分三ヶ條之儀申くだし候處、各りやうしやうのよし、以使を被申上候。ことに於向後は、可成其嗜のよし候あひた、ちかごろ難有覺候。しかしながら無法儀故敷入候處、皆々心中を可改之よし候之條、何より令滿足候。彌世間佛法たしなみ、一心決定候者、前任の廿五年報謝不過之候。返々何事も、向後者一味同心候はゞ、眞

實之可爲志候。穴賢々々。

三月八日

實 如 在判

江沼郡中へ 能美郡中へ

(文中に前任の廿五年とあるが故に本年に係く。)

五月十六日。小倉吉信、珠洲郡高座宮別當高勝寺に、佛具を寄進す。

【須須神社文書】 珠洲郡 一一一一

珠々三崎高座山高勝寺本堂大日之御寶前

奉寄進

瑠璃色之花立貳瓶 同香爐

右奉寄進處如件。

大永三年五月十六日

施主 小倉民部丞 吉 信 在判

大永四年 甲申 紀元二一八四